10,334,537

### 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円) 団体名:泉北環境整備施設組合 科目名 金額 科目名 金額 【資産の部】 【負債の部】 固定資産 固定負債 10,171,745 7,063,836 有形固定資産 地方債等 10,171,745 6,557,908 事業用資産 長期未払金 5,701,786 退職手当引当金 土地 1,966,161 486,103 立木竹 損失補償等引当金 建物 その他 7,292,206 19,826 -3,762,148 流動負債 建物減価償却累計額 1,120,781 工作物 1年内償還予定地方債等 594,920 1,057,397 工作物減価償却累計額 未払金 -389,353 10,791 船舶 未払費用 前受金 船舶減価償却累計額 浮標等 前受収益 浮標等減価償却累計額 賞与等引当金 35,041 航空機 預り金 10,889 航空機減価償却累計額 その他 6,663 その他 負債合計 8,184,617 その他減価償却累計額 【純資産の部】 建設仮勘定 固定資産等形成分 10,171,745 786,173 余剰分(不足分) インフラ資産 8,021,826 土地 他団体出資等分 101,859 建物 建物減価償却累計額 工作物 2,845,366 工作物減価償却累計額 -2,212,141その他 その他減価償却累計額 建設仮勘定 51,088 物品 22,933,272 物品減価償却累計額 -19,249,486無形固定資産 ソフトウェア その他 投資その他の資産 投資及び出資金 有価証券 出資金 その他 長期延滞債権 長期貸付金 基金 減債基金 その他 その他 徴収不能引当金 流動資産 162,792 現金預金 148,500 未収金 短期貸付金 基金 財政調整基金 減債基金 棚卸資産 14,292 その他 徴収不能引当金 繰延資産 純資産合計 2,149,919

10,334,537 負債及び純資産合計

資産合計

### 連結行政コスト計算書 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

団体名:泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

団体名: 泉北環境整備施設組合 ■ 1 日 4	(単位:十日)
科目名	金額
経常費用	3,467,774
業務費用	3,450,129
人件費	540,109
職員給与費	442,429
賞与等引当金繰入額	35,041
退職手当引当金繰入額	58,718
その他	3,921
物件費等	2,773,607
物件費	957,056
維持補修費	547,189
減価償却費	1,269,363
その他	_
その他の業務費用	136,412
支払利息	136,412
徴収不能引当金繰入額	_
その他	_
移転費用	17,646
補助金等	_
社会保障給付	_
その他	17,646
経常収益	913,268
使用料及び手数料	424,532
その他	488,736
純経常行政コスト	2,554,506
臨時損失	_
災害復旧事業費	_
資産除売却損	_
損失補償等引当金繰入額	_
その他	_
臨時利益	_
資産売却益	_
その他	
純行政コスト	2,554,506

## 連結純資産変動計算書 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

団体名:泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	2,297,109	11,369,715	-9,072,605	_
純行政コスト(Δ)	2,554,506		-2,554,506	-
財源	2,407,316		2,407,316	-
税収等	2,407,316		2,407,316	-
国県等補助金	_		_	_
本年度差額	-147,190		-147,190	_
固定資産等の変動(内部変動)		-1,197,970	1,197,970	
有形固定資産等の増加		71,393	-71,393	
有形固定資産等の減少		-1,269,363	1,269,363	
貸付金・基金等の増加		-	_	
貸付金・基金等の減少		-	_	
資産評価差額	_	-		
無償所管換等	_	-		
他団体出資等分の増加			_	_
他団体出資等分の減少			-	_
比例連結割合変更に伴う差額	_	-	_	_
その他		_		
本年度純資産変動額	-147,190	-1,197,970	1,050,780	_
本年度末純資産残高	2,149,919	10,171,745	8,021,826	_

# 連結資金収支計算書 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

団体名:泉北環境整備施設組合

(単位:千円)

回体名: 泉北環境登偏施設組合 科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,245,572
業務費用支出	2,208,202
人件費支出	587,059
物件費等支出	1,484,731
支払利息支出	136,412
その他の支出	130,412
移転費用支出	37,370
補助金等支出	37,376
社会保障給付支出	
その他の支出	37,370
業務収入	3,320,584
税収等収入	
国県等補助金収入	2,407,316
使用料及び手数料収入	494 599
その他の収入	424,532
臨時支出	488,736
『『『『『『』 『『』 『』 『』 『』 『』 『』 『』 『』 『』 『』	]
大日後出事来員文出   その他の支出	
- この他の文出 - 臨時収入	
業務活動収支	1.075.010
【投資活動収支】	1,075,012
投資活動支出	51,000
以具况到文山   公共施設等整備費支出	51,088
本六元成分正備員文山   基金積立金支出	51,088
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資及び山資金文山   貸付金支出	_
その他の支出	_
- との他の文出 - 投資活動収入	
<sup>                                    </sup>	
基金取崩収入	
<sup>靈靈報開報</sup> 八   貸付金元金回収収入	_
資産売却収入	_
資産が研収入   その他の収入	_
というなべ 投資活動収支	
[財務活動収支]	-51,088
財務活動支出	1.040.400
約457/2到文山   地方債等償還支出	1,046,462
地方領守領域文山   その他の支出	1,046,462
その他の文出   財務活動収入	
知伤治期收入   地方債等発行収入	47,700
	47,700
その他の収入	
財務活動収支	-998,762
本年度資金収支額	25,162
前年度末資金残高	112,448
比例連結割合変更に伴う差額	
本年度末資金残高	137,611
前年度末歳計外現金残高	3,649
本年度歳計外現金増減額	7,240
本年度末歳計外現金残高	10,889
本年度末現金預金残高	148,500

#### 注記

#### 【1】重要な会計方針

#### ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。 また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

#### ②有価証券等の評価基準及び評価方法

- ・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。該当なし
- ・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。該当なし

#### ③有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産(事業用資産、インフラ資産)
- 定額法を採用しております。
- ・無形固定資産

定額法を採用しております。

#### ④引当金の計上基準及び算定方法

• 徴収不能引当金

該当なし

• 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

• 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

#### ⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております(少額リース資産及び短期のリース取引には 簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております)。

#### ⑥資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としております。

#### ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

#### 【2】重要な会計方針の変更等

①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容 総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地に ついては、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

#### ②表示方法の変更

該当なし

③資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当なし

#### 【3】重要な後発事象

①主要な業務の改廃

該当なし

②組織・機構の大幅な変更該当なし

③地方財政制度の大幅な改正 該当なし

④重要な災害等の発生 該当なし

⑤ その他重要な後発事象 該当なし

#### 【4】偶発債務

会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載

- ①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額)) 該当なし
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの 該当なし
- ③その他主要な偶発債務

該当なし

#### 【5】追加情報

- ①対象範囲(対象とする会計) 一般会計・廃棄物発電事業特別会計
- ②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含みます。)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合がある。